



日刊動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 千葉 (22) 7207番

9/10.15 No. 3475

動乗勤改悪に反対の声なし JR 東労組

八月に動乗勤改悪が提案された以降、われわれはこれが乗務員にとってより一層の労働強化になるものとして反対してきた。

こうした中でJR東労組は、これが旧動労の中心である動力車乗務員を直撃するものであるが故に、異例にも「職場討議資料・乗務員制度の改正(案)」についてを発行し、現在乗務員の多くが抱えている労働条件に対する怒り・不満をおさえようとして必死になつてゐる。われわれは、JR東日本の大五万人体制にむけた一環でもあるこの動乗勤改悪を許さず、反対・運転保安確立、JR体制打倒にむけて、この動乗勤改悪阻止を闘いぬこう。

第一にこの改悪が、JR東労組の承認の後に各組合に提案されたということである。当初の提案予定より実際の提案が遅くなつたのはJR東労組の賛成が得られなかつたからである。そこで一定の「修正」を加えたものが現在の案となつてゐる。したがつてJR東労組にとっては、はじめから反対の立場はないといふことでなのである。

動乗勤改悪阻止、反対・運転保安確立にむけて総決起している。

効率化に屈服

第二に、この「討議資料」

の「本部の基本的考え方」

に次のように書かれている。

「効率性は会社として不斷に追求すべきこと」「民間企業として効率性の追求を放棄すれば、競争に敗北し

企業の存立そのものが危うくなる」という現実を否定できません」。これでは資本

・企業の論理一効率化の追

求を全面的に承認している

ことになるではないか。

したがつて第三に、今回

の最大の問題点である行先

地での待合わせ時間を労働

時間にしないことも、「待

合せ時間のみなしカウント

廃止などによるものである

ことから、多くの意見が出

されるところである」など

と、客観的かつ平然と言ふ

始末なのであり、JR東労

組が今回の提案に何ら反対

しない、むしろ推進者であ

る姿が鮮明になつてゐる。

われわれはJR東労組の労

働者に暴露しつつ、「す

べての動力車職場の労働者

に結集せよ」を合言葉に、

JR貨物本社に対する基本要求交渉

の強化していかなければならぬ。

JR貨物は、五五才出向問題でも、

団体交渉軽視の姿勢を表した。こ

うした姿勢を許さず、貨物協議会

運動を強化しつつ、労働条件の改

善、運転保安確立へさらに闘いぬ

四か月たつても
回答できない?

運転保安プロジェクトは、九月

二三日貨物関係の検討会を行い、

JR貨物関東支社に対する「労働

条件等の改善に関する申し入れ」

を九月二四日に行つた(「労働総連

合申第二一号」)。

すでに関東支社に対しては、五

月二七日に動労千葉申第二三号申

し入れを行つてゐる。ところが四

か月以上経つのに、いまだにこの

回答が行われていないのだ。「申

第二三号」とは、貨物協議会によ

つて職場要求を調査してまとめた

もので、社宅入居問題から衣服・

設備・車両・乗務員仕業の改善な

ど全般的にわたつたものであり、

貨物職場の当面する問題点を集約

したものである。

われわれは、このようなJR貨

物の団体交渉軽視の姿勢を断じて

許すことはできない。

「申二三号」「総連合申第二一

号」交渉を強化するとともに、JR

貨物本社に対する基本要求交渉

の強化していかなければならぬ。

JR貨物は、五五才出向問題でも、

団体交渉軽視の姿勢を表した。こ

うした姿勢を許さず、貨物協議会

運動を強化しつつ、労働条件の改

善、運転保安確立へさらに闘いぬ

こう。

動労総連合申第二一号

1. 「動労千葉申第23号」について、すみやかに解決すること。

2. 「信楽事故」に鑑み、貨物会社の列車が他会社(旅客会社)に乗り入れている現状に踏まえ、「規定」「無線」等の扱いについて、「改正」を行う場合は十分徹底をはかる実施すること。

3. 列車無線について

(1) 機関車の無線機スイッチ類について、照明等により扱い易く改善すること。
(2) 列車無線について、列車が走行中の場合は停車して扱うようにすること。

(3) 入換無線機について、安全確保のためヘッドホーン化すること。また、無線による入換作業用語の統一について徹底をはかること。

4. 総武快速線、新小岩操駅上り第1場内信号機に対する進路予告機を設置すること。

5. 大宮駅(上下)での乗り継ぎ時間は3分以上確保すること。

6. 佐倉機関区における「第2交B」について、対応できる要員を配置すること。